

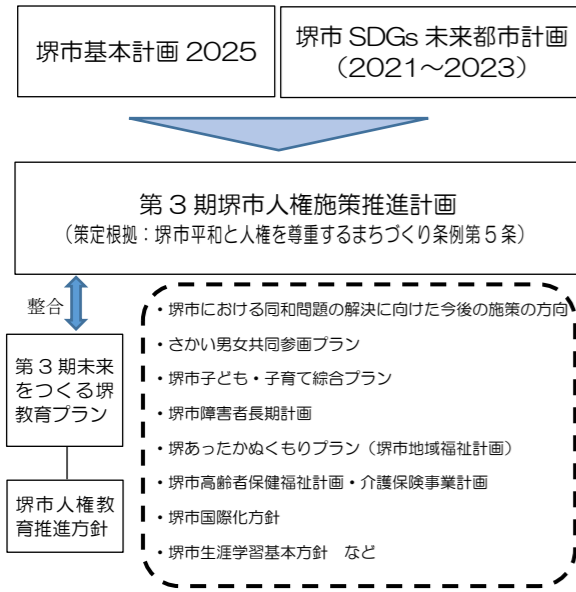
I 計画策定について

1. 計画策定の目的

・平和と人権を尊重するまちづくり条例第5条に基づき、「平和と人権を尊重するまちづくりを総合的に推進する」ための方向性として策定

2. 計画の位置付け

・10年後の2031年度（令和13年度）を見据えながら、今後5年間の取り組むべき方向性を示す



3. 計画期間

・2022年度（令和4年度）～  
2026年度（令和8年度）

II 人権をめぐる動きと課題

人権をめぐる動き

- 国際的な動き
  - ・国連における「人権教育のための世界計画」第4フェーズの提示
  - ・SDGs（持続可能な開発目標）の策定
- 国内の動き
  - ・いわゆる人権関連3法の施行（部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法）

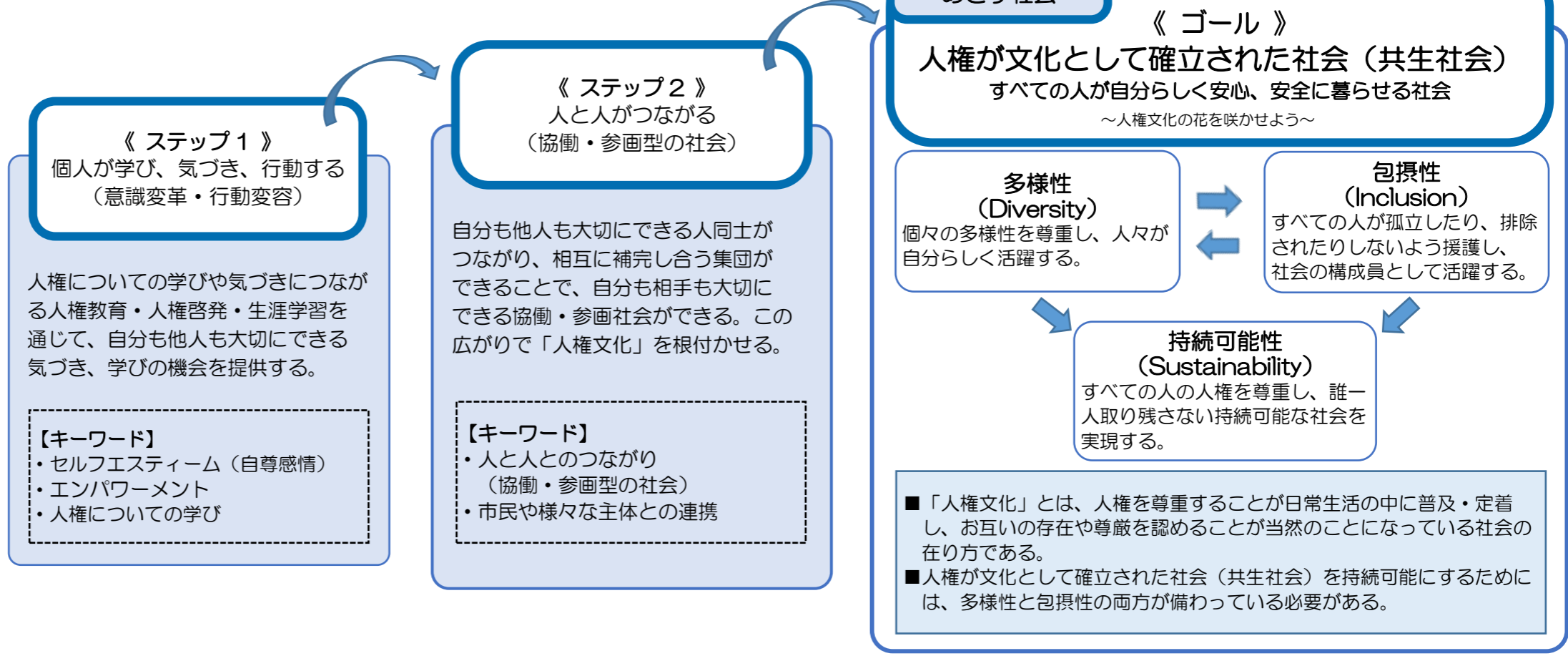
踏まえるべき課題

- ・インターネット、SNSによる差別・誹謗中傷の形態
- ・新型コロナウイルス感染症に関連する偏見、差別、いじめなどの新たな課題の発生、及びそれに伴い、従来からあった人権課題の深刻化
- ・啓発に関する課題

第8回人権に関する市民意識調査の結果

- ・人権問題に対する理解が進む一方で、依然として差別意識が残っている

III 堺市がめざす人権が確立された社会



IV 人権施策推進への基本の取組

**人権課題の精査・把握**

**人権教育・人権啓発**

- ・生涯学習としての人権教育・人権啓発を実施し、人権を普遍的な文化へと高める。
- ・人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進する。
- ・ICT活用などの新たな手法も取り入れる。

**人権擁護・相談**

- ・人権に関する相談に対し、適切な助言、情報提供を行う。また、関係機関等との連携を図り、人権侵害の発生や被害の拡大防止を図る。
- ・社会情勢や時代の変化により多様化する人権問題を踏まえた相談事例の検討や研修会を実施し、相談体制の強化を図る。

**様々な人権問題への取組**

- ・社会情勢や時代の変化により多様化する人権問題の現状や課題を把握し、課題解決に向けた取組を行う。

**国際平和実現への貢献**

- ・平和とは、紛争・戦争のない状態はもちろんのこと、すべての人の人権が尊重され、安心して幸せに生活できる状態のことである。
- ・平和と人権を尊重する社会に向け、平和と人権に関する取組を推進する。

V 計画の推進

**推進体制**

- (1) 庁内の推進体制（堺市人権施策推進本部、堺市人権施策推進審議会）
- (2) 市民や様々な主体との連携
- (3) 国・大阪府及び指定都市との連携
- (4) 国際的な連携

**管理体制**

- ・PDCAサイクルによる適切な進捗管理

**堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例の推進**